

ホームレスの命と健康を守るため、ホームレス問題対策法の 制定を求める意見書

最近の厚生労働省調査でもホームレス(野宿生活者)は、2年前に比べて約18%増え2万人となり、政令市や地方都市での増加が顕著になっている。三鷹市においても、三鷹駅や井の頭公園をはじめ市の公園などにもホームレスの姿が目立つようになった。食事も十分にとれず、野宿生活による体調の悪化、体力の低下などから凍死者さえ生まれるなど、悲惨な状況のもとにおかれている。ホームレスが病気で入院すると生活保護の医療扶助制度が適用されるが、退院すると生活保護が打ち切れ、再び野宿生活に戻るということが繰り返されている。退院するにあたっては、行政の責任で住居を確保し、働けるようになるまで必要なリハビリと生活保護による所得保障を適切に行う必要がある。ボランティアやNPOなどの救援活動も行われているが、ホームレスの広がりの中で事態はますます深刻になっており、放置できない現状にある。

昨年8月、国連の「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」が行った「勧告」でも、我が国のホームレス対策の遅れが指摘されている。東京都の「ホームレス白書」でも明らかなように、8割のホームレスが働く意欲がありながら、仕事につくことができない。「ホームレス自立支援事業」は、今年は14カ所、1,350人程度、12億円の予算にすぎない。「ホームレス能力活用推進モデル事業」も実施箇所は2カ所にとどまっており、抜本的拡充が求められている。ホームレスの命と健康を守り、最低限度の生活を保障するために、以下の施策を緊急に行うよう求めるものである。

- 1 ホームレスの健康管理や医療に公的医療機関が責任を持つこと。
- 2 「住所不定」「稼働能力がある」を理由にホームレスに対する生活保護の不適用をしないように、昨年3月の「生活保護関係全国係長会議」での「通知」に基づく対応を自治体の窓口で一層徹底すること。
- 3 ホームレスへの生活保護経費は、国の責任で全額負担すること。
- 4 ホームレスから離脱できる住居を国と自治体の責任で確保すること。
- 5 仕事と生活できる賃金の保障、安定した職業につくための援助を強化すること。
- 6 ホームレス対策については国会をはじめ各方面で検討が進められているが、ホームレス対策を確実に進めていくには、各分野の施策の総合化とそれらを確実に推進するための財源の裏づけが必要不可欠であり、国においてホームレス問題対策法の制定が必要と考える。

よって、本市議会は、国に対し、以上のことを踏まえ、一刻も早く財源対策を含んだホームレス問題対策法を制定し、ホームレスの命と健康を守ることを強く

要望するものである。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 14 年 3 月 28 日

三鷹市議会議長 中山和政